

専利法（職権調査の義務及びその範囲について）

最高法院が、特許審決取消訴訟において、裁判所の職権調査の義務について明示した事例

【書誌事項】

当事者：A社（上告人、原告） v. 智慧財産局（被上告人、被告）

判断主体：最高行政法院

事件番号：103年判字第418号行政判決

言渡し日：2014年7月31日

事件の経過：破棄差戻し

【概要】

行政法院は当事者の主張に拘束されず、職権により事実関係を調査しなければならないが、職権により智慧財産局に該特許出願手続きに係る全ての資料を取り寄せなければならないと、最高行政法院は判示した。

【事実関係】

A社は参加人が所有する実用新案第M316452号「具信號源選擇功能的影像信號混合裝置」に対して無効審判を請求したが、智慧財産局は「無効審判不成立」と認定した。A社はその後訴願を提起したが棄却され、その後さらに行政訴訟を提起した。原審の智慧財産法院は現処分及び訴願の決定を取消し、智慧財産局に差戻して再審査をさせた。智慧財産局が再審査した後、再度「無効審判不成立」の処分を作成した。A社は不服として、訴願及び行政訴訟を提起したがいずれも棄却され、最高最高法院に上訴した。

【判決内容】

行政最高法院は、行政法院は当事者の主張に拘束されず、職権により事実関係を調査しなければならないことを明示した。最高法院は、特許審決取消訴訟の審理をした時に、職権により智慧財産局に係争特許出願に係る全ての資料を取り寄せ調べ上げなければならないが、智慧財産局の所有している係争特許出願に係る資料及び当事者（訴訟参加人を含む）が行政訴訟において提出した全ての資料を当事者に提示し、前掲の全ての資料を判断の根拠として、口頭弁論時に、事実上・法律上適切で完全なる弁論を行わせなければならないと示した。本件について、上告人と被上告人は、特許審決取消訴訟手続きにおいて両方の提出したすべての証拠資料に基づいて弁論を行ったが、原審裁判所は、職権により智慧財産局に当該特許出願手続きに係る全ての資料を取り寄せずに、審理を行

い裁判したため、最高法院は、前掲の理由をもって、原判決は、職権により証拠を調査すべきところを、調査しなかった違法があると認定した。

【専門家からのアドバイス】

行政訴訟法第 125 条第 1 項及第 2 項に「行政法院は職権により事実を調査しなければならず、当事者の主張の拘束を受けない」、「審判長は当事者が事実上・法律上適切で完全なる弁論をさせるよう注意しなければならない」と規定されている。即ち、民事知的財産損害賠償訴訟とは違い、行政法院には職権調査の権力及び義務がある。現行の実務上、特許審決取消訴訟の審理時において、両当事者は特許出願の段階の関連事実証拠を提出するとは限らない。このとき、裁判所が職権により特許出願の段階の関連事実証拠を調査せずに判決した場合、最高法院の上掲判決の主旨に基づき、当該判決は職権により証拠を調査すべきところを、調査しなかった違法があると認定される可能性がある。有利な判決が後に取消されるという状況を避けるため、特許審決取消訴訟進行時には、訴訟上取得可能な全ての資料につき弁論または主張しているかにつき留意する必要がある。また、これに対して、特許審決取消訴訟の判決結果に不服がある場合、当該判決が上掲判決の趣旨の法令に違反していないかをチェックし、違反がある場合、それをもって最高法院に上訴する理由とすることができる。